

平成23年9月26日
第10回協議会資料

統合新校の校名の選定方法について

1 想定される選定方法

ア 校名案を統合協議会の場でもし合い、その校名案を示して児童、保護者、町会・自治会等からの投票により校名候補を決定する。

… 各委員が校名案を出す(複数可)。それらの校名案を統合協議会ニュースに掲載し、投票のような形で決定する。

イ 各委員が選出母体の校名案をまとめ、それを統合協議会で話し合い、校名候補を決定する。

… 各委員が選出母体からの校名案(保護者からの案、町会・自治会からの案など)を取りまとめ、それを持ち寄る(複数可)。それらを統合協議会の場で話し合い、校名候補を決定する。

ウ 各委員が校名案を出し、統合協議会の場で話し合い、校名候補を決定する。

… 各委員の考える校名案を出し合い、その場で校名候補を決定する。

エ 校名案を児童、保護者、町会・自治会等から募り、統合協議会において校名候補を決定する。

… 具体的には、統合協議会ニュースと校名募集用紙を兼ねるものを発行し、応募を募る。

オ 校名案を全区民から募り、統合協議会において校名候補を決定する。

… アの方法を杉並区全域にしたもの。広報すぎなみや区ホームページに掲載し、応募を募る。

2 校名決定までの手続きについて

上記ア～オの選定方法が考えられるが、いずれの場合も、協議会としての校名候補を決定後、教育長に報告する。教育委員会において統合校の名称としての議決後、区議会に「杉並区立学校設置条例」改正案として上程、議会の議決をもって最終決定となる。